京都市告示第104号

平成29年3月31日京都市告示第711号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に 規定する数値の決定等)の一部を平成29年5月1日から次のように改めます。

平成29年4月28日

京都市長 門川 大作

Γ

醍醐南市営住宅	第 10 棟から第 12 棟ま	101 号から 109 号まで	0.8699
	で	及び 201 号から 209 号ま	
		で	
		その他	0. 8199

を

Γ

醍醐南市営住宅	第 10 棟から第 12 棟ま	0.8699
	で	

ı

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)